

当院を受診される患者さんへ

初診・再診の『選定療養費』について

厚生労働省の通達により、他の医療機関から紹介状がなく 500 床以上の地域医療支援病院を受診する場合は、初診・再診時に医療費の他に定額料金を患者さんに負担していただくことが義務付けられています。この制度は、初期治療は『診療所やクリニック』で行い、検査・入院・手術等の専門的な医療は『病院』で行うことの機能分担の推進を図るためのものとなっています。

当院は東京都より『地域医療支援病院』の認定を受けており、地域のかかりつけ医と病院との連携強化を推進しています。

○初診時選定療養費

紹介状がなく、当院を初めて受診される場合に保険診療とは別に以下の金額をご負担いただきます。

・医科 : 7,700円 (税込)

・歯科 : 5,500円 (税込)

※以前に受診していても、医師が医学的に治癒と判断した場合や患者さんが任意に治療を中止し、再度受診した場合には初診となります。また、医科と歯科はそれぞれにご負担いただきます。

○再診時選定療養費

当院における専門的な治療が終了し、病状が安定したと医師が判断した場合には、クリニックや診療所を紹介させていただきます。紹介先の医師からの紹介状がなく再度受診された場合やクリニックや診療所への紹介を当院医師から申し出たが、ご自身の判断で当院の継続的な受診を希望された場合には、保険診療とは別に以下の金額をご負担いただきます。

・医科 : 3,300円 (税込)

・歯科 : 2,090円 (税込)

○以下の方は選定療養費の負担は対象外となります。

- ・他の医療機関から紹介状をお持ちの方
- ・救急車で来院された方
- ・特定の疾病や障害に対して公費医療負担制度を受給されている方
- ・当院の無料低額診療制度を受給されている方